（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．事業基盤強化の目標
⑴　事業基盤強化に係る事業の目標（事業基盤強化を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
⑵　生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業基盤強化の促進に関する基本方針（令和３年財務省・国土交通省告示第　　号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。
２．事業基盤強化の内容
⑴　事業基盤強化に係る事業の内容を記載する。
①　計画の対象となる事業を明記するとともに、その選定理由を記載する。
②　事業の分野又は方式の変更と事業の構造の変更とに分けて事業基盤強化の具体的内容を要約的に記載する。
③　②の記載中において、次の説明を記載する。
イ　当該事業基盤強化による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
ロ　市場の状況に照らして、他の造船等事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
ハ　関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
⑵　事業基盤強化を行う場所の住所を記載する。
⑶　関係事業者が行う措置に関する計画を記載する場合には、その名称及び当該関係事業者が法第十条第二項第二号の関係事業者であることの説明を記載する。
⑷　別表１により、事業基盤強化を実施するための措置の内容については、事業の分野又は方式の変更及び事業の構造の変更ごとに法第十条第二項各号に掲げる事業活動に照らして記載する。
⑸　別表２により、事業基盤強化に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者ごとにそれぞれ記載する。
⑹　別表３により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、